
知的財産について

国立研究開発法人
日本医療研究開発機構
知的財産部

1. 委託事業における知的財産の取扱
2. 平成29年度委託研究開発契約
主な改正ポイント
3. AMED知的財産部による知財支援

1. 委託事業における知的財産の取扱

委託事業と補助事業の違い

	委託事業	補助事業
事業主体	AMED	補助事業者
事業実施者	受託者	補助事業者
取得資産の帰属	AMED 但し、受託者が大学等の場合は受託者に帰属	補助事業者
知的財産権の帰属	受託者 産業技術力強化法19条の適用により、受託者に帰属させることができる	補助事業者

「委託」とは、本来行政が行うべき事業について行政が自ら実施するよりも他の主体（企業やNPOなど）が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施させること。この場合、受託者は業務の履行責任を負うが、あくまでも実施主体は行政であり、事業についての最終的な責任と成果は委託者である行政に帰属する。

日本版バイ・ドール条項と発明等の報告義務

産業技術力強化法 19条（日本版バイ・ドール条項）の概要

技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国の委託研究開発又は請負ソフトウェア開発の成果に係る特許権等について、次に示す条件を受託者が約する場合には、受託者から譲り受けないことができる。

- 1 発明等研究成果の遅滞ない報告
- 2 公共の利益のための国への無償のライセンス
- 3 相当期間活用されていない場合の第三者へのライセンス許諾
- 4 特許権等移転、専用実施権設定等の事前承認



特許権等を受託者に帰属させるには、創出された発明等やその権利状況を遅滞なく委託者（AMED）に報告することが条件

AMED委託研究開発契約書

(知的財産権の帰属)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究開発成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、甲の求めに応じて、甲に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡する。

(1) 乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第10条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。

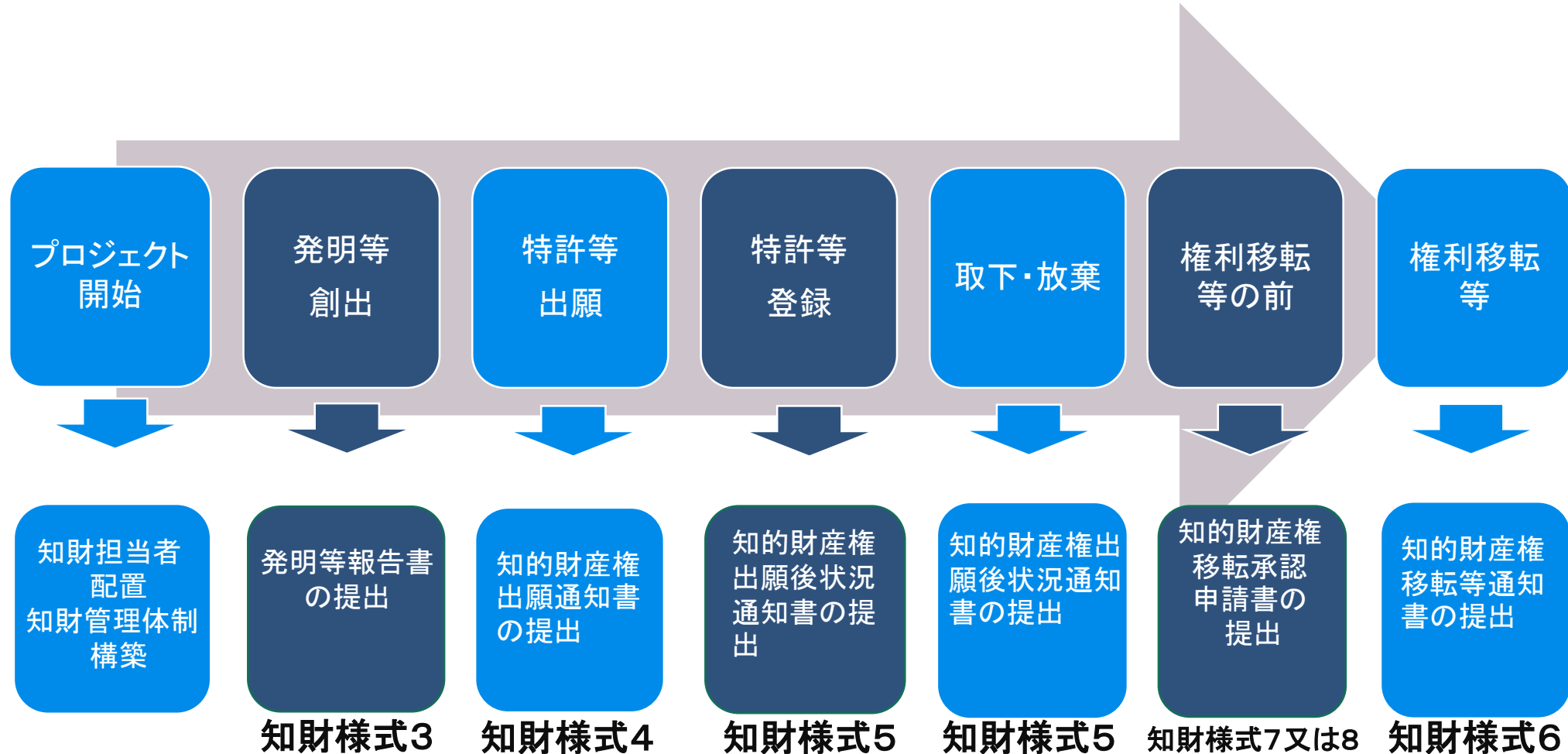
(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、甲乙間で協議の上決定するものとする。ただし、甲及び乙は、許諾の対価については、産業技術力強化法16条の2の趣旨を尊重するものとする。

(4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合」という。）は、この限りではない。

(以下、省略)

AMEDへの発明等報告のタイミング



* 知財担当者は【計画様式2】契約項目シートの所定の欄に記載してください。

* 国内出願、外国出願、PCT出願、PCT国内移行等の際に提出が必要です

* 権利化前に取下・放棄する場合も報告が必要です

* 権利移転等の際には、原則、AMEDによる事前承認が必要です

発明等創作時の報告

(委託研究開発契約書 第10条(1)、知財様式3)

(知的財産権に関する報告・通知等)

第 10 条 (1)乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書により速やかに報告するものとする。

知財様式 3

（知研様式3）

【課題管理番号】
平成 年 月 日

発 明 等 報 告 書

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 知的財産部担当 部

（本委託研究開発の知的財産権担当者）

姓 名	氏 名
所属 機関	氏 名

事業名	
研究開発課題名	
分任研究開発課題名 （該当する場合）	
本事業の受託機関（西委託元）名（該当する場合）	
研究開発担当者	
所属 機関 氏名	

上記委託研究開発について、別紙1のとおり発明等を創出しましたので報告します。あわせて、発明等の概要を記載した書類を添付いたします。

1 本報告書の成果が再委託先申請である場合、以下のチェック欄にチェックを入れて下さい。

☐ 再委託先に知的財産権を帰属させる場合について

※本報告書が再委託先の成果である場合は、「委託研究開発」、「再委託研究開発」とを「再委託研究開発」と読み替えるものとします。

※課題管理番号欄には、AMEDと受託機関（西委託元）との委託研究開発に係る課題管理番号を記入しています。本事業の受託機関（再委託元）名には、AMEDと委託研究開発契約を締結している研究開発会を記入しています。

※再委託先は、委託研究開発契約書第8条第1項及び第10条に定める事項を遵守することを、受託と再委託先との間で約定しています。

（本約は、再委託先に帰属した知的財産権に関して、委託研究開発契約書第8条第1項各号及び第10条に定める事項の遵守をAMEDが再委託先に直接求められるよう、担保するものです。）

知財様式 3 別紙 1

[illegible]

添付書類

発明等概要

論文の草稿、所属機関
への発明届等。様式は
問いません。

提出方法： 提出する旨をメールでご連絡ください

連絡先： medicalip@amed.go.jp

出願又は申請を行ったときの報告 (委託研究開発契約書 第10条(2)、知財様式4)

(知的財産権に関する報告・通知等)
第 10 条 (2) 乙は、**知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60 日以内に**甲が別途定める様式による知的財産権出願通知書により甲に対し通知するものとする。

知財様式 4

(知財様式 4)

【課題管理番号】
平成 年 月 日

知的財産権出願通知書

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 知的財産担当者 殿

(本委託研究開発契約の知的財産担当者・委託期間終了後は知的財産部長等)

機関名 :
所属 役職 :
氏名 :

事業名	
研究開発課題名	
分担研究開発課 (該当する場合)	
研究開発担当者 所属 役職 氏名	

上記委託研究開発契約について、別紙 1 のとおり知的財産権の出願/申請を行いましたので通知します。

知財様式 4 別紙 1

(知財様式 4) 別紙 1 知的財産権出願通知書

提出日	年	月	日
課題管理番号			
事業名・プログラム名等			
研究開発課題名			
分担研究開発課題名			
出願に係る特許権等の種類			
出願国・地域			
出願番号			
出願年月日	年	月	日
PCT 国内書面提出の場合、もとなる PCT 出願番号 分割(変更)出願の場合、親出願の出願番号			
発明等名称			
出願人(共有の場合、各出願人の持分比率も記載してください。)			
発明書等			
代理人			
優先権主張国 1			
優先権主張番号 1			
優先権主張日 1	年	月	日
特許法第 3 の条適用の有無			
(有の場合) 発明の公開年月日	年	月	日
発明等報告書提出年月日	年	月	日
AMED 知財相談 (Medical IP Desk) における支援希望 (※注意事項を必ずご覧下さい)	具体的な相談内容 (※その他を選択した場合は、具体的な相談内容をご記入ください。)	補足調査の支援希望	先行文献調査
		市場調査	用途展開調査
Medical IP Desk の知財専門家による相談内容の説明 ※1: 成果の知財化における強化支援・戦略・評価等 (明確化のための相談、データ追加のための助言等) ※2: 開発ステージ移行のための知財と連携した企業連携戦略等の助言 ※3: 企業への導出・ライセンス活動の支援			
その他公的支援の利用	支援プログラム名		

添付書類

国内出願の場合

- 願書 (※ブルーフ又は受領書)
- 明細書
- 請求の範囲
- 図面 の写し

PCT出願の場合

- 願書
 - 受領書
 - 明細書
 - 請求の範囲
 - 図面 の写し
- 言語が日英以外の場合は和訳文

提出方法： 提出する旨をメールでご連絡ください

連絡先： medicalip@amed.go.jp

知財登録を行ったときの報告 (委託研究開発契約書 第10条(3)、知財様式5)

(知的財産権に関する報告・通知等)

第 10 条 (3) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、**設定登録等**、その後の状況に変化があった場合、**設定登録等を受けた日等から60 日以内**に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書により、甲に通知するものとする。

知財様式 5

(知財様式 5)	
【課題管理番号】 平成 年 月 日	
知的財産権出願後状況通知書	
国立研究開発法人 日本医科研究開発機構 知的財産部担当者 殿	
(本委託研究開発の知的財産担当者又は研究機関の知的財産部長等)	
機関名	:
所属 役職	:
氏名	:
事業名	
研究開発課題名	
分担研究開発課題名 (該当する場合)	
上記委託研究開発に係る特許権等の出願後の状況について、別紙 1 のとおり通知します。	

知財様式 5 別紙 1

(知財様式 5) 別紙 1 知的財産権出願後状況通知書	
提出日	年 月 日
課題管理番号	
事業名・プログラム名等	
研究開発課題名	
分担研究開発課題名	
権利の登録を通知する場合	
出願に係る特許権等の種類	
出願番号	
発明等名称	
登録国・地域名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
権利者名	
※権利登録の通知の場合は、添付書類として下記の書類を提出してください。 (1) 国内特許・実用新案・意匠登録である場合は、出願書類は不要です。 (2) 外国特許・実用新案・意匠登録である場合は、出願番号、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称、特許権等請求の範囲、が確認できる書類の写し又は特許サイト上の情報の写しを提出するとともに、当該事項が日本語又は英語以外である場合は、特許権等請求の範囲について和訳文を提出してください。 (3) 回割配属利用権、育成者権である場合は、設定登録又は品種登録に関する公示の写しを、登録された著作権に関しては登録事項記載書類の写しを提出してください。	
権利の取下・放棄予定を通知する場合	
出願に係る特許権等の種類	
出願番号	
発明等名称	
登録番号 (権利登録されている場合のみ)	
出願人名又は権利者名 (権利登録されている場合)	
取下・放棄予定日	年 月 日

添付書類

国内出願の場合

添付書類不要

外国出願の場合

・出願番号、登録番号、権利者名、特許等請求の範囲等が確認できる書類の写し
・言語が日英以外の場合は、特許等請求の範囲の和訳文

提出方法： 電子ファイルをメールで提出

提出先： medicalip@amed.go.jp

権利移転又は専用実施権設定の事前承認 (委託研究開発契約書 第10条(4)(5)、知財様式7、8)

(知的財産権に関する報告・通知等)

第10条(4)乙は、第三者に対し、**知的財産権を移転しようとするときは**、甲が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を提出し、**予め甲の承諾を得るものとする。**

(5)乙は、第三者に対し、**専用実施権等を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは**、甲が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を提出し、**予め甲の承諾を得るものとする。**

知財様式7 (権利移転の承認を得るとき)

知財様式8 (専用実施権設定の承認を得るとき)

【知財様式7】
知的財産権移転承認申請書
平成 年 月 日
【申請管理番号】
国立研究開発法人 日本医科学研究所 知 財 部 宛
(知的財産権又は知的財産権の譲渡等の権利を持つ)
機関名
所属 役職
氏名
氏名
事業名
研究開発課題名
分科研究開発課題名
(該当する場合)
上記委託研究開発に係る知的財産権について、下記のとおり移転したいので、申請します。
なお、移転を受ける者は、平成 年 月 日付の同委託研究開発契約書第1項各号及び第10条の規定を遵守することを約定させます。
記
1. 移転しようとする知的財産権について
知的財産権の種類(注1)、
番号(注2)及び名称(注3)
移転先住所・名称
移転先住所・名称
2. 承認を受ける理由(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)
(1)当該移転等により、研究開発の成果が事業活動又は研究開発活動において効率的に活用されるか。(事業活動力強化法第19条に基づく観点)
(2)当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。(研究開発力強化法第41条に基づく観点)

【知財様式8】
専用実施権等設定・移転承認申請書
平成 年 月 日
【申請管理番号】
国立研究開発法人 日本医科学研究所 知 財 部 宛
(知的財産権又は知的財産権の譲渡等の権利を持つ)
機関名
所属 役職
氏名
氏名
事業名
研究開発課題名
分科研究開発課題名
(該当する場合)
上記委託研究開発に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定・移転の承諾をしないので、申請します。
なお、専用実施権等の設定若しくは移転を受ける者は、平成 年 月 日付の同委託研究開発契約書第1項各号及び第10条の規定を遵守することを約定させます。
記
1. 専用実施権等(注1)を設定・移転の承諾をしようとする知的財産権について
知的財産権の種類(注2)、
番号(注3)及び名称(注4)
設定又は移転先住所・名称
設定又は移転先住所・名称
2. 承認を受ける理由(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)
(1)当該専用実施権等の設定により、研究開発の成果が事業活動又は研究開発活動において効率的に活用されるか。(事業活動力強化法第19条に基づく観点)
(2)当該専用実施権等の設定が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。(研究開発力強化法第41条に基づく観点)

提出方法：書類をAMED知的財産部宛に郵送

※知的財産権の移転等には、出願前の特許を受ける権利の移転等も含まれます。

委託研究開発契約書 第10条(4)(5)の「事前承認」の例外

AMEDの事前承認が不要な場合

第8条（４） 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。）は、この限りではない。

ア 乙が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

イ 乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52号）に規定する承認事業者若しくは認定事業者が当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
→ 要するにTLOへの譲渡は事前承認不要

ウ 乙が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
→ 要するに組合員から組合員への移転等は事前承認が必要

知的財産権の移転・専用実施権の設定等を行ったときの報告 (委託研究開発契約書 第10条(6)、知財様式6)

(知的財産権に関する報告・通知等)

第10条(6)乙は、**知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾**（以下、「知的財産権の移転等」という）を行った場合は、**知的財産権の移転等をした日から60日以内**に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書により、甲に対しそれぞれ通知するものとする。

(8) 乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を行う場合、**当該第三者をして本条及び第8条第1項各号に定める遵守事項を遵守させるものとする。**

知財様式6（権利移転、専用実施権設定を行ったとき）

添付書類

(知財様式6)		【課題管理番号】	
		平成 年 月 日	
知的財産権移転等通知書			
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 知的財産部担当者 殿			
(契約担当者又は知的財産権の譲渡等の権限を持つ方)			
機関名 :			
所属 役職 :			
氏名 :			
事業名			
研究開発課題名			
分科研究開発課題名 (該当する場合)			
上記委託研究開発に係る知的財産権の移転等を下記のとおり行いましたので、通知します。			
記			
1. 移転等の種類 (以下のいずれかを選択する。)			
(1) 知的財産権の移転			
(2) 専用実施権等の設定			
(3) 専用実施権等の移転の承諾			
2. 移転等を行った知的財産権			
知的財産権の種類(注1)、 番号(注2)及び名称(注3)	移転・設定元の住所・名称	移転・設定先の住所・名称	

(1) AMEDの承認
書の写し
(2) 移転の事実が
確認できる書類

提出方法： 電子ファイルをメールで提出

提出先： medicalip@amed.go.jp

12

取下・放棄するときの報告 (委託研究開発契約書 第10条(9)、知財様式5)

(知的財産権に関する報告・通知等)

第 10 条 (9) 乙は、本研究開発成果に係る**知的財産権を取下・放棄**する場合は、**当該取下・放棄を行う一か月以上前**に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書により甲に通知するものとする。

知財様式 5

(知財様式5)

【課題管理番号】
平成 年 月 日

知的財産権出願後状況通知書

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 知的財産部担当者 殿

(本委託研究開発の知的財産担当者又は研究機関の知的財産部長等)

機関名 :
所属 役職 :
氏名 :

事業名	
研究開発課題名	
分担研究開発課題名 (該当する場合)	

上記委託研究開発に係る特許権等の出願後の状況について、別紙1のとおり通知します。

知財様式 5 別紙 1

(知財様式5) 別紙1 知的財産権出願後状況通知書

提出日	年	月	日
課題管理番号			
事業名・プログラム名等			
研究開発課題名			
分担研究開発課題名			

権利の登録を通知する場合

出願に係る特許権等の種類	
出願番号	
発明等名称	
登録国・地域名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
権利者名	

※権利登録の通知の場合は、添付書類として下記の書類を提出してください。
(1) 国内特許・実用新案・意匠登録である場合は、添付書類は不要です。
(2) 外国特許・実用新案・意匠登録である場合は、出願番号、登録日、権利者名、発明等の名称、特許権等請求の範囲、が確認できる書類の写し又は特許サイト上の情報の写しを提出するとともに、当該事項が日本語又は英語以外である場合は、特許権等請求の範囲について和訳文を提出してください。
(3) 出願放棄利用権、育成権利である場合は、設定登録又は品種登録に関する公示の写しを、登録された著作権に関しては登録事項記載書類の写しを提出してください。

権利の取下・放棄予定を通知する場合

出願に係る特許権等の種類	
出願番号	
発明等名称	
登録番号(権利登録されている場合のみ)	
出願人氏又は権利者名(権利登録されている場合)	
取下・放棄予定日	年 月 日

提出方法： 電子ファイルをメールで提出

提出先： medicalip@amed.go.jp

AMEDへの発明等報告のタイミング

通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限
発明等報告書 【知財様式 3】 【知財様式 3 別紙 1】	提出する旨を電子メールでご連絡ください。 AMEDから提出方法をご連絡します。	発明等創出後、遅滞なく ＊ AMED知的財産部による十分な知財マネジメント支援を受けるためには、創出後遅滞なく（特許出願前）報告が必要です。
知的財産権出願通知書 【知財様式 4】 【知財様式 4 別紙 1】	提出する旨を電子メールでご連絡ください。 AMEDから提出方法をご連絡します。	出願・申請の日から60日以内
知的財産権出願後状況通知書 【知財様式 5】 【知財様式 5 別紙 1】	電子メール	設定登録等を受けた日から60日以内。 取下・放棄については、その手続を行う 1 ヶ月以上前。
知的財産権移転等通知書 【知財様式 6】	電子メール	当該移転等をした日から60日以内

＊ 記載事項、添付書類の詳細は、各知財様式・別紙の説明を参照

電子メール送付先：medicalip@amed.go.jp 14

知的財産権の移転、専用実施権の設定等の事前承認

知的財産権を受託者から第三者（発明者も含む）に移転する場合はAMEDによる事前承認が必要です。

* 合併又は分割による移転及び委託研究開発契約書第8条第1項第4号ア～ウに該当する移転等は、事前承認の対象から除かれます。

申請条件	通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限
移転を行うとき*3	知的財産権移転承認申請書 【知財様式7】*2	郵送	移転前に申請*1
専用実施等の設定又は 移転の承諾をするとき*3	専用実施権等設定・移転承諾 承認申請書 【知財様式8】*2	郵送	設定・移転承諾前に 申請*1

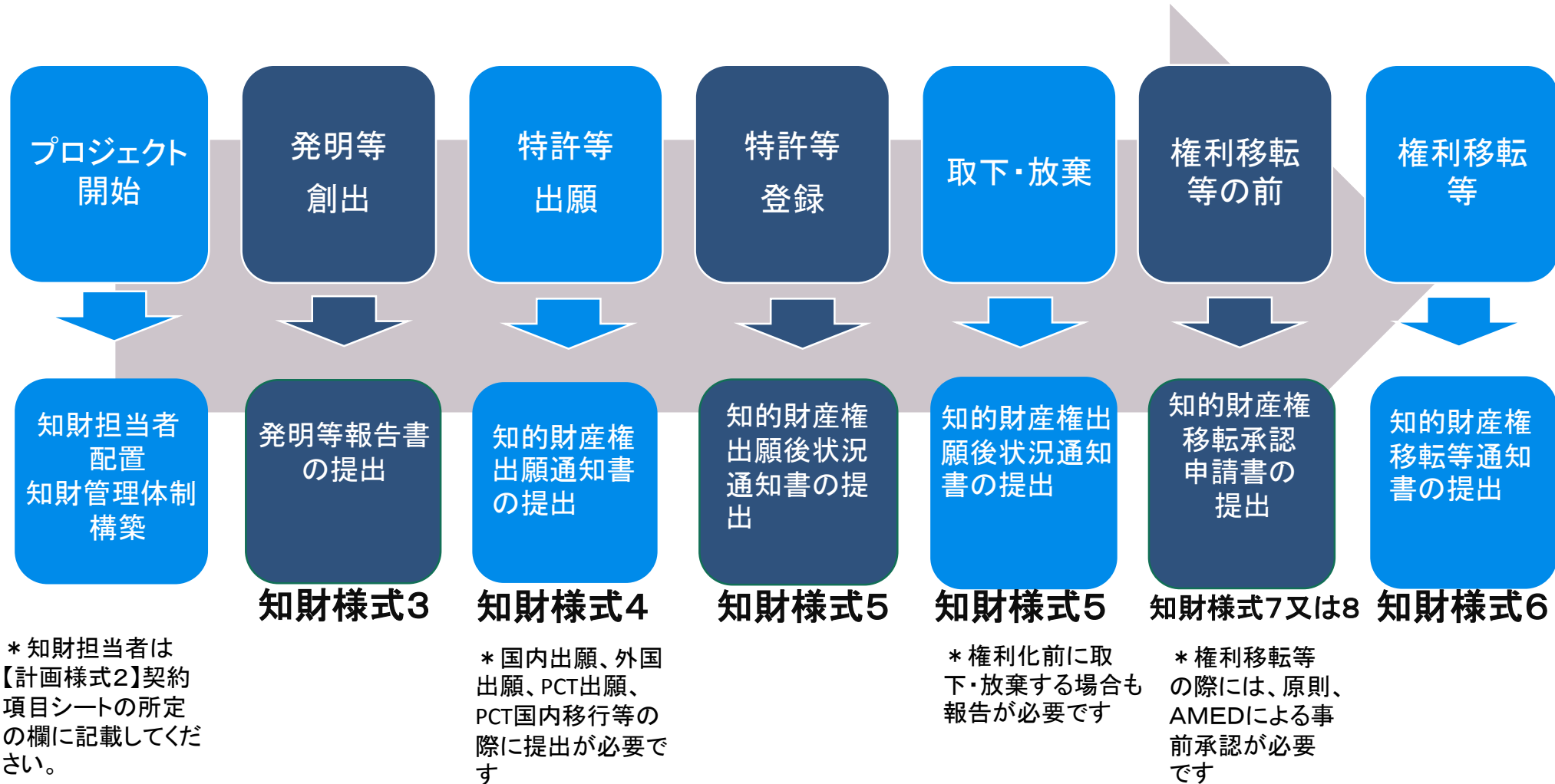
*1 知的財産権の移転等の契約を締結する前に、AMED知的財産部にご相談ください。

*2 記載事項、添付書類の詳細は、各知財様式の説明を参照

*3 出願前の特許を受ける権利の移転等も含まれます

郵送先：AMED知的財産部 15

AMEDへの発明等報告のタイミング



委託研究開発契約書第8条第1項各号に規定する事項を遵守せず(発明等報告しない)、さらに遵守しないことについて正当な理由がないとAMEDが認めるとき等は、知的財産権を無償でAMEDに譲り渡さなければなりません。(同契約書第8条第2項)

2. 平成29年度委託研究開発契約 主な改正ポイント

第14条(再委託)

第3項

乙は、本委託研究開発の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と契約を締結しなければならない。本委託研究開発の成果に係る知的財産権を再委託先に帰属させる場合は、乙は、再委託先に第8条第1項各号及び第10条に定める事項を遵守させなければならない。

- ✓ 昨年度、再委託先に単独で研究成果に係る知的財産権を帰属させた場合に提出義務であった再委託の誓約書の提出が不要になりました。
- ✓ 再委託先が研究成果に係る発明等を行ったときは、発明等報告書(知財様式3)における、再委託際が受託先と第8条第1項各号及び第10条に定める事項を遵守させた旨のチェック欄にチェックを入れて下さい。

再委託先に単独で研究成果に係る知的財産権を帰属させた場合

知財様式3

チェック欄にチェックを入れて下さい。

【課題管理番号】
平成 年 月

発 明 等 報 告 書

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 知

上記委託研究開発について、別紙1のとおり発明等を創出しましたので報告します。あわせて、
発明等の概要を記載した書類を添付いたします。

！本報告書の成果が再委託先単独である場合、以下のチェック欄にチェックを入れて下さい。

☐ 再委託先に知的財産権を帰属させる場合について

※本報告書が再委託先の成果である場合は、「委託研究開発」を「再委託研究開発」、「研究開発
担当者」を「再委託研究開発担当者」と読み替えるものとします。

※課題管理番号欄には、AMEDと受託機関（再委託元）との委託研究開発に係る課題管理番号を
記入しています。本事業の受託機関（再委託元）名には、AMEDと委託研究開発契約を締結して
いる研究機関名を記入しています。

※再委託先は、委託研究開発契約書第8条第1項及び第10条に定める事項を遵守することを、受
託と再委託先との間で約定しています。

（本約定は、再委託先に帰属した知的財産権に関して、委託研究開発契約書第8条第1項各号及び
第10条に定める事項の遵守をAMEDが再委託先に直接求められるよう、担保するものです。）

- ✓ 再委託先が研究成果に係る発明等を行ったときは、発明等報告書（知財様式3）における、再委託際が受託先と第8条第1項各号及び第10条に定める事項を遵守させた旨のチェック欄にチェックを入れて下さい。
- ✓ 発明等報告書（知財様式3）については、受託者が一旦受け取り、受託者からAMEDに提出しても、受託者の責任のもと、再委託先が直接AMEDに提出することとしても、いずれでも構いません。

第11条(知的財産権に関わるその他の事項)

第7項

乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、甲は、その実施に関する一切の責任を負わないものとする。

- ✓ 乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施する場合の、甲と乙の関係を明確化しました。

第15条(秘密保持)

第1項

乙及び甲は、(i)本委託研究開発の実施にあたりにおいて相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が本委託研究開発外において独自に保有していた、又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)本委託研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(ただし、第1条第1項第14号ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第11条第5項及び第6項に定める取扱いに従うものとする。)(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。

- ✓ 第15条に定める秘密情報と第1条第1項第14号ウに定めるノウハウの秘匿期間について切り分けを明確化しました。

3. AMED知的財産部による知財支援

AMED知的財産部の支援活動の紹介

1 研究開発・市場動向情報、知財戦略情報の提供

- ・特許・技術動向調査の提供

 - 医療分野における国内外の特許・技術動向調査の実施と結果の発信

 - (27年度は「がん」、「BMI」(Brain Machine Interface)、「9連携プロジェクト」で実施)

- ・知財戦略分析調査の提供

 - 27年度は「医薬・バイオ関連発明の外国特許出願戦略」を実施

2 知財戦略策定支援

- ・バイ・ドール報告を通じたコンサルテーション

 - 報告様式の提出時に実施。市場調査や評価機能を付加

- ・相談窓口による支援

 - 常駐専門家による電話、メール、面談等を通じた相談窓口「Medical IP Desk」の開設

 - FAQをHPに掲載

- ・医療機器開発支援ネットワーク (MEDIC) を通じた支援 (伴走コンサル)

3 権利化支援

- ・外部支援機関との連携

- ・各種補助金との連携

- ・AMEDが譲り受けて権利化・活用 (非バイ・ドール)

AMED知的財産部の支援活動の紹介

4 導出の支援

- ・企業ニーズ、市場動向情報の提供

→知財戦略相談を通じて提供

- ・導出機会の提供

→マッチングの場（展示会、新技術説明会等）の提供、調査・仲介機関の活用

→実務人材の育成、研修

5 知財意識の普及啓発

- ・セミナー講師派遣

→随時受付中

- ・教材の提供

→研究者向け e - ラーニング教材をweb-siteにて発信。研究機関にはDVDも配布

アカデミアに対する知的財産コンサルティング

Medical IP Desk（知財マネジメント支援 総合相談窓口）

医療分野の知的財産の保護や活用等に関する相談に、医療分野の知財コンサルタント（知的財産部配属の8名）が、研究成果の実用化を見据えながら、具体的な解決策をアドバイス。電話又はメールにて予約。内容に応じて面談も行います。

電話：03-6870-2237

メール：medicalip@amed.go.jp

場所：日本医療研究開発機構 知的財産部内

（東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル23F）

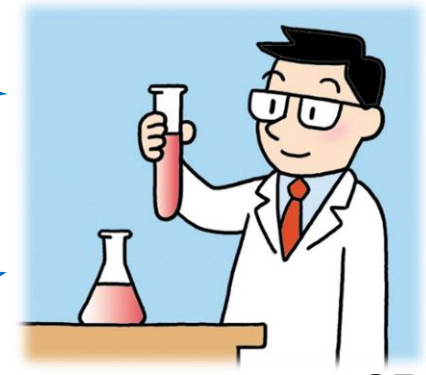


相談例 1

細胞増殖を抑制する物質 A を発見した。実用化に向けライセンスアウトを目指すには、今後どのような実験データを取得したうえで特許出願するのがよいか。

相談例 2

標的臓器に核酸医薬を選択的にデリバリーする技術を開発した。特許の書類をどのような内容にすれば、様々な疾患用の核酸医薬をカバーする強い権利を取得できるか。



医療研究者向け知的財産教材

医療研究者向け知的財産教材

医療研究者向け知的財産教材



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
Japan Agency for Medical Research and Development

知的財産部

Copyright 2016 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

＜学習教材の映像へのアクセス方法＞

「知的財産について」(<http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/>)



医療研究者向け
知的財産教材



「知的財産について」のサイトで、このバナーをクリック

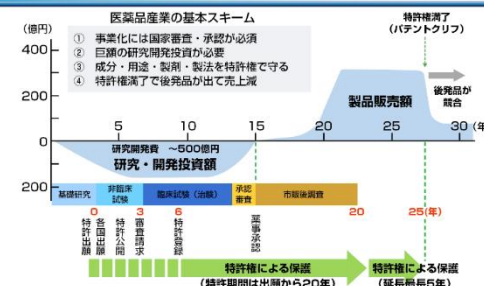
「医療研究者向け知的財産教材」について

(http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_kyouzai.html)

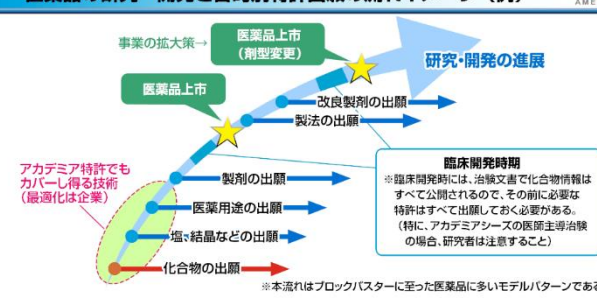
※ 学習教材テキスト（PDF）もご利用いただけます。

第1部 なぜ知的財産の保護が重要か

医薬品産業の研究・開発と知的財産制度



医薬品の研究・開発と目的別特許出願の流れイメージ (例)



医療研究者向け知的財産教材

医療研究者向け知的財産教材の内容

第1部 なぜ知的財産の保護が重要か（11分56秒）

医療分野で知的財産が重要となる理由、研究成果を一分でも一秒でも早く患者さんのもとに届けるために実用化に向けて心がける点、等をご紹介します

第2部 アカデミアの特許について（13分51秒）

アカデミアの研究者が知的財産の観点で陥りやすい問題を洗い出し、それぞれの解決策などをご紹介します

第3部 医薬品の知的財産戦略（09分25秒）

医薬品の開発を裏付ける、様々な視点からの知的財産戦略をご紹介します

第4部 医療機器分野の知的財産戦略（14分17秒）

医療機器分野に特有の知的財産戦略を、特許権だけでなく特許以外の知的財産権も含めて、権利化・活用の観点からご紹介

セミナー講師派遣

セミナー講師派遣の内容

- 知財コンサルタントを大学等の研究機関に派遣して、知財の基礎から、知財戦略の策定や活用まで、事例も交えつつ具体的に解説。
- 内容はご要望に応じてアレンジします。

詳細は、Medical IP Desk（知財相談窓口）までご相談ください。

（セミナーコンテンツの例）

医療分野における知的財産
制度の概要、特徴

成果発表や特許出願前の
留意点

研究開発における知財戦略と
活用の事例

ライセンス契約の留意点

委託事業における知的財産の取扱い

AMEDへの発明等報告のタイミング



発明創出時よりコンサルテーションします

* 権利化前に取下・放棄する場合も報告が必要です

* 原則、AMEDによる事前承認が必要です（知財様式7又は8）

発明等創作時の報告（変更あり） （委託研究開発契約書 第10条(1)、知財様式3）

（知的財産権に関する報告・通知等）

第 10 条 (1)乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書により速やかに報告するものとする。

知財様式 3

（知財様式3）

【課題管理番号】
平成 年 月 日

発 明 等 報 告 書

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 知的財産部担当者 殿

（本委託研究開発の知的財産担当者）
機関名 :
所属 役職 :
氏名 :

事業名	
研究開発課題名	
分担研究開発課題 （該当する場合）	
研究開発担当者 所属 役職 氏名	

上記委託研究開発について、別紙1のとおり発明等を創出しましたので報告します。あわせて、発明等の概要を記載した書類を添付いたします。

知財様式 3 別紙 1

（別紙1） 発明等概要

発明等	出願	公表
発明等概要		
出願日		
出願国		
出願番号		
出願人		
出願の目的		
出願の理由		
出願の経緯		
出願の状況		
出願の今後の予定		

（別紙2） 発明等概要

1. 発明等の概要

2. 発明等の概要

3. 発明等の概要

4. 発明等の概要

5. 発明等の概要

6. 発明等の概要

7. 発明等の概要

8. 発明等の概要

9. 発明等の概要

10. 発明等の概要

11. 発明等の概要

12. 発明等の概要

13. 発明等の概要

14. 発明等の概要

15. 発明等の概要

16. 発明等の概要

17. 発明等の概要

18. 発明等の概要

19. 発明等の概要

20. 発明等の概要

21. 発明等の概要

22. 発明等の概要

23. 発明等の概要

24. 発明等の概要

25. 発明等の概要

26. 発明等の概要

27. 発明等の概要

28. 発明等の概要

29. 発明等の概要

30. 発明等の概要

31. 発明等の概要

32. 発明等の概要

33. 発明等の概要

34. 発明等の概要

35. 発明等の概要

36. 発明等の概要

37. 発明等の概要

38. 発明等の概要

39. 発明等の概要

40. 発明等の概要

41. 発明等の概要

42. 発明等の概要

43. 発明等の概要

44. 発明等の概要

45. 発明等の概要

46. 発明等の概要

47. 発明等の概要

48. 発明等の概要

49. 発明等の概要

50. 発明等の概要

51. 発明等の概要

52. 発明等の概要

53. 発明等の概要

54. 発明等の概要

55. 発明等の概要

56. 発明等の概要

57. 発明等の概要

58. 発明等の概要

59. 発明等の概要

60. 発明等の概要

61. 発明等の概要

62. 発明等の概要

63. 発明等の概要

64. 発明等の概要

65. 発明等の概要

66. 発明等の概要

67. 発明等の概要

68. 発明等の概要

69. 発明等の概要

70. 発明等の概要

71. 発明等の概要

72. 発明等の概要

73. 発明等の概要

74. 発明等の概要

75. 発明等の概要

76. 発明等の概要

77. 発明等の概要

78. 発明等の概要

79. 発明等の概要

80. 発明等の概要

81. 発明等の概要

82. 発明等の概要

83. 発明等の概要

84. 発明等の概要

85. 発明等の概要

86. 発明等の概要

87. 発明等の概要

88. 発明等の概要

89. 発明等の概要

90. 発明等の概要

91. 発明等の概要

92. 発明等の概要

93. 発明等の概要

94. 発明等の概要

95. 発明等の概要

96. 発明等の概要

97. 発明等の概要

98. 発明等の概要

99. 発明等の概要

100. 発明等の概要

改訂部分
次ページで説明

添付書類

発明等概要

論文の草稿、所属機関
への発明届等。様式は
問いません。

提出方法： 提出する旨をメールでご連絡ください

連絡先： medicalip@amed.go.jp 30

知財様式3別紙1

(学会の場合) 発表予定時期	年	月	日
(論文の場合) 論文投稿予定時期	年	月	日
(その他) 公表予定時期	年	月	日
(その他を選択した場合) 公表手段			
出願する権利の種類			
特許等出願予定時期	年	月	日
AMED知財部による知財相談窓口 (Medical IP Desk)の利用希望			

記載要領

1. 「発明等の名称」の欄は、一文程度で

(学会の場合) 発表予定時期	年	月	日
(その他を選択した場合) 公表手段			
出願する予定の有無・権利の種類			
① 研究成果の実用化の具体的なイメージ(最終形態、技術、製品等)			
② AMED知財相談(Medical IP Desk)における支援希望	具体的な相談内容		
③ (※注意事項を必ずご覧ください)	補足調査の支援希望	先行文献調査	市場調査
			用途展開調査

Medical IP Deskの知財専門家による相談内容の説明

②

- *1: 成果の知財化における強化支援・戦略・評価等(明細書充実のための相談、データ追加のための助言等)
- *2: 開発ステージ移行のための知財と連携した企業連携戦略等の助言
- *3: 企業への導出・ライセンス活動の支援

重要な変更点：
以下の3点について、
研究機関の判断・希望を
お知らせください。

① 研究成果の実用化の
具体的なイメージを記載

② 知財相談の支援希望
の選択

③ 補足調査の支援希望

※ 出願後(知財様式4別紙1)においても支援希望可。

知財様式3受領後の具体的な支援メニュー

＜研究成果の検討＞

- ・AMED担当事業課が持つ情報
 - ・「**研究成果の実用化の具体的なイメージ（最終形態、技術、製品等）**」（知財様式3別紙1）
 - ・**創出された発明の内容**（知財様式3添付）
- 等を参考に、**委託事業成果の実用化の方向性を確認、支援の検討**

＜支援の例＞

- ①成果の知財化における強化支援・戦略・評価等
（明細書充実のための相談、データ追加のための助言等）
- ②開発ステージ移行のための知財と連携した企業連携戦略等の助言
- ③企業への導出・ライセンス活動の支援
- ④補足調査の支援（先行文献調査、市場調査、用途展開調査）
など・・・

※先行文献補足調査は、各研究機関において事前に先行文献調査が行われていることを支援条件としています

補足調査支援（無料）

・先行文献調査

（ア）先行技術補足調査

（イ）FTO調査

化学構造式で示された低分子化合物や、核酸配列については、STN検索を行います。

※本調査支援を受けるには、各研究機関が自ら先行技術調査等を行っていることが条件です。

・市場調査

実用化が見込める分野・領域の市場推定、プレマーケティング調査等を行い、知財コンサルテーションを通じて研究機関に

調査結果をフィードバックします。発明者インタビューも必要に応じて行います。

（調査のメリット）成果の市場ニーズや期待される方向性等、導出促進に向けた有用な情報が得られます

—

・多様な用途展開モデル調査

展開できる（医療分野に限らない）用途を調査します。その際、必要に応じて市場性・有用性の判断のために、実用化の可能性のある国内外の企業へのプレマーケティングを実施し、的確な実用化の可能性評価とそのビジネスモデル提案を行い、結果については知財コンサルテーションを通じて研究機関にフィードバックします。

（調査のメリット）産業界からみた成果の潜在的な用途を知ることができます。

詳しくは、Medical IP Deskへご相談ください

03-6870-2237 , medicalip@amed.go.jp

ご清聴ありがとうございました

ご質問・ご要望は、

AMED Medical IP Desk（知財相談窓口）

電話：03-6870-2237

メール：medicalip@amed.go.jp

HPには、知財に関するFAQも掲載しています。

<http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/faq.html>